

# 農業所得収支内訳書

## (美里町申告相談用)

～お願ひ～

- この計算書は1月1日～12月31日分までの収入と支出を記載してください。
- この収支内訳書は申告相談前までに記入を済ませて申告相談窓口にお持ちください。
- 収支内訳書の記入がお済みでない場合は、受付ができませんのでご注意ください。

### ●《収入の欄》の記入上の注意

**【収入金額について】** 収入金額は、共販諸掛を含めて記入してください(共販諸掛は、《経費の欄》に記入してください)。

**【家事消費について】** 広報2月号に掲載いたします。

**【作付面積について】** 面積の単位は、右表にて『a(アール)』でご記入ください。

1畝	≒	100m <sup>2</sup>	=	1a
1反	≒	1000m <sup>2</sup>	=	10a
1町	≒	10000m <sup>2</sup>	=	100a

### ●《経費の欄》の記入上の注意

**【必要経費について】** 領収書等を確認し、費目ごとに集計してご記入ください。

**【固定資産税について】** 経費に算入できるのは、農業用の固定資産〔土地(田・畠など)、家屋(倉庫・納屋など)償却資産〕に対して、当該期間中に賦課された税額に限ります。  
申告相談の際は、課税明細書の農業用の固定資産に印をつけて、必ずご持参ください  
(美里町は6月上旬に発送しています)。なお、住宅等の農業用ではない資産にかかる固定資産税は経費に算入できません。

**【自動車税について】** 経費に算入できるのは農業用として使用されている車両等に課された当該期間中の税額に限ります。

**【帳簿等について】** 法定帳簿は7年、領収書は5年の保管が義務付けられています。税務調査の際に提示できない場合は経費として認められない場合がありますので、帳簿の作成と保管、領収書の保管をお願いいたします。  
※令和4年度に雑所得の範囲が明確化され、記帳・帳簿書類が保管されていない場合、概ね雑所得として取り扱われるようになりました。農業所得を申告される場合は必ず作成・保存をお願いします。

**【農業分と家事分(家庭用)の按分計算について】** 自動車税、動力光熱費(ガソリン代・灯油代・電気代等)、車検代、修繕費、任意保険掛け金等の経費につきましては、使用頻度、使用料などで判断し、農業で使用した割合を按分して経費に算入してください。

# 《収入の欄》

農業関係の収入について、①～③に記入してください。

## ① 水稲による収入

当該期間中の作付面積
a ( 反 敵 )

当該期間中の収穫俵数	俵
------------	---

当該期間中に販売した分	① 俵	ア ①×② 円
( 1 俵あたりの販売金額 )	② 円	
家事消費分 単価は広報2月分に掲載します	③ 俵	イ ③×単価 円

水稻による収入計(ア+イ)	A 円
---------------	--------

## ② 水稲以外の作物による収入(かぼちゃ、アスパラ、かんしょ、かき、くり、ぶどう等)

作物名	作付面積	販売金額	家事消費分	年末在庫
	a	円	円	円
	a	円	円	円
	a	円	円	円
	a	円	円	円
合 計	ウ a	エ 円	オ 円	カ 円

水稻以外の作物による収入計(エ+オ+カ)	B 円
----------------------	--------

## ③ その他の農業関係収入(雑収入)

区分	収入金額
経営所得安定対策交付金	円
各種補助金等	円
電柱使用料	円
農作業受託収入	円
	円
	円
雑 収 入 の 合 計	C 円

※ 農協の出資配当は、配当所得になります。

※ 経営所得安定対策制度の交付金等は、農業の雑収入として計上します。

農業関係収入の合計(A+B+C)	円
------------------	---

# 《経費の欄》

農業収入を得るために要した経費の年間の合計を記入してください。  
(減価償却費と専従者控除額はP4に記入)

※免税牛所得がある方は「免税牛に係る所得計算書」に経費を記入してください。  
(下記の「農業所得収支内訳書」の《経費の欄》は記入不要)

科 目	内 容	年 間 の 合 計
雇 人 費	家族以外に支払った給料及び賄い費	円
小 作 料 ・ 賃 借 料	借りている農地等の賃借料、小作米など	円
租 税 公 課	固 定 資 産 税	農業用資産に限ります(田畠・納屋等の分)
	自 動 車 税	農業用車両に限ります(軽トラックなど)
	そ の 他	組合費や部会費など
種 苗 費	種もみ、苗類、種いも等の購入費用	円
素 畜 費	子牛等の取得費、種付料	円
肥 料 費	肥料の購入費用(れんげ草の種代など)	円
飼 料 費	飼料の購入費用	円
農 具 費	10万円未満の農機具などの購入費用	円
農 薬 ・ 衛 生 費	農薬の購入費用など	円
諸 材 料 費	ビニール、むしろ、繩、針金等の購入費用	円
修 繕 費	農業用に限ります	円
動 力 光 熱 費	農業で使用した軽油、灯油等代	合計
	農業で使用したガソリン代	→
	上記以外に農業で使用した燃料や電気代	円
作 業 用 衣 料 費	作業着、長靴、軍手などの購入費用	円
農 業 共 濟 掛 金	農業用に限ります(水稻、果樹、納屋など)	円
荷 造 運 費 手 数 料	包装費用、運賃、出荷または市場手数料	円
土 地 改 良 費	土地改良事業の費用	円
集荷円滑化対策拠出金	転作の拠出金	円
農 作 業 委 託 費	田植、稻刈り、乾燥、収穫等の代金	円
車 檢 代	農業用車両に限ります	円
任 意 保 険 掛 金	農業用に限ります(農業用車両に対する分など)	円
雜 費	農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらないもの	円
		円
		円
合 計		円

## 《減価償却費の欄》

※新たに減価償却を行う資産及び処分した資産について記入してください。

名称	購入・処分の区分	購入月・処分月	購入金額	事業使用割合
例:軽トラック	(購入)・処分	令和〇〇年11月	1, 250, 000 円	100 %
	購入・処分	年 月	円	%
	購入・処分	年 月	円	%
	購入・処分	年 月	円	%

※ 新たに減価償却を行う資産は、農機具・農業用の車両・建物等で、金額が10万円以上のものを記入してください。(合計が不明の場合は、空欄でかまいません)

## 《専従者控除の欄》

生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、年間で6か月を超えて申告者が行う事業に従事している場合、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

(1) 配偶者の場合は86万、配偶者以外の親族は50万

(2) 
$$\frac{\text{専従者控除前の所得金額}}{(\text{事業専従者数} + 1)}$$

専従者氏名	続柄	従事月数	控除額
		月	円
		月	円
		月	円
合 計			円

これからも、次年申告に備えて、日頃から収入・経費がわかる領収書等を大切に保管しておきましょう！

### 【問い合わせ先】

美里町役場 税務課 町民税係

電話: 46-2112 (直通)